

青森県報

号外第十六号

令和七年
三月二十六日
(水曜日)

目次

出先機関

○青森県営農高等学校の短期研修……………(営農高等学校) ……一

公安委員会

○青森県道路交通規則及び青森県公安委員会関係自動車運転
代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正
する規則……………(交通企画課) ……二

公営企業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(管
理院
課局) ……五

出 先 機 関

青森県営農高等学校告示第一号

青森県営農高等学校条例(昭和三十四年十二月青森県条例第三十六号)第八条第一項の規定により、次のとおり短期の研修を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十六日

青森県営農高等学校長 松 江 利 英

一 研修の種類、期間、受講者の定員等

1 農業機械利用技能者育成研修

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
農作業安全研修(一般農業者コース)	令和七年七月二十八日から同月三十一日まで	各九人	一般の農業者及び農業関係者	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農作業安全研修(新規就農者コース)	令和七年八月四日から同月七日まで	各九人	新規就農者(就農から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、二年以内に就農を予定)	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農作業安全研修(新規就農者コース)	令和七年九月八日から同月十一日まで	各九人	新規就農者(就農から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、二年以内に就農を予定)	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農作業安全研修(新規就農者コース)	令和七年九月一日から同月四日まで	各九人	新規就農者(就農から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、二年以内に就農を予定)	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農作業安全研修(新規就農者コース)	令和七年十月六日から同月九日まで	各九人	新規就農者(就農から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、二年以内に就農を予定)	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農作業安全研修(新規就農者コース)	令和七年十月二十三日から同月二十三日まで	各九人	新規就農者(就農から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、二年以内に就農を予定)	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農作業安全研修(新規就農者コース)	令和七年十一月十日から同月十三日まで	各九人	新規就農者(就農から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、二年以内に就農を予定)	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農作業安全研修(新規就農者コース)	令和七年十一月十五日から同月二十日	各九人	新規就農者(就農から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、二年以内に就農を予定)	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農作業安全研修(新規就農者コース)	令和七年十一月二十日	各九人	新規就農者(就農から概ね五年以内)及び社会人の就農希望者(受講後、二年以内に就農を予定)	大型特殊自動車(けん引、けん引用)の運転(限定)の受
農業機械整備研修	令和七年十一月五日	二十人	農業者及び農業関係者	トラクターの修理
特別研修	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度実施する。	若干名	市町村長又は農業関係団体等の長と協議の上、その都度決定	

2 あおもり農力向上シヤトル研修

研修の種類	シヤトルコース	期 間	令和七年五月から令和八年二月まで	受講者の定員	概ね五人	受講対象者	新たに農家等で研修を行う就農希望者で、研修終了後、本県での独立・自営就農又は農業法人等への雇用が確実に見込まれる者であり、かつ就農予定の年齢が五十歳未満の者	摘 要	研修品目は、原則として野菜（施設・露地）とする。
リカレントコース		受講者の定員	概ね十五人	受講対象者	既に農家等で研修中の就農希望者又は就農後概ね五年以内の新就農者及び農業者、雇用就農者				

二 所要経費

次の経費は、受講者の負担とする。

- 1 農作業安全研修
 - 一般の農業者及び農業関係者は、研修に使用する燃料等の実費相当額 三千円
 - 新規就農者及び社会人の就農希望者は、受講料を免除
- 2 あおもり農力向上シヤトル研修
 - テキスト代、免許・資格取得等に係る経費

公安委員会

青森県道路交通規則及び青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第七号

青森県道路交通規則及び青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則

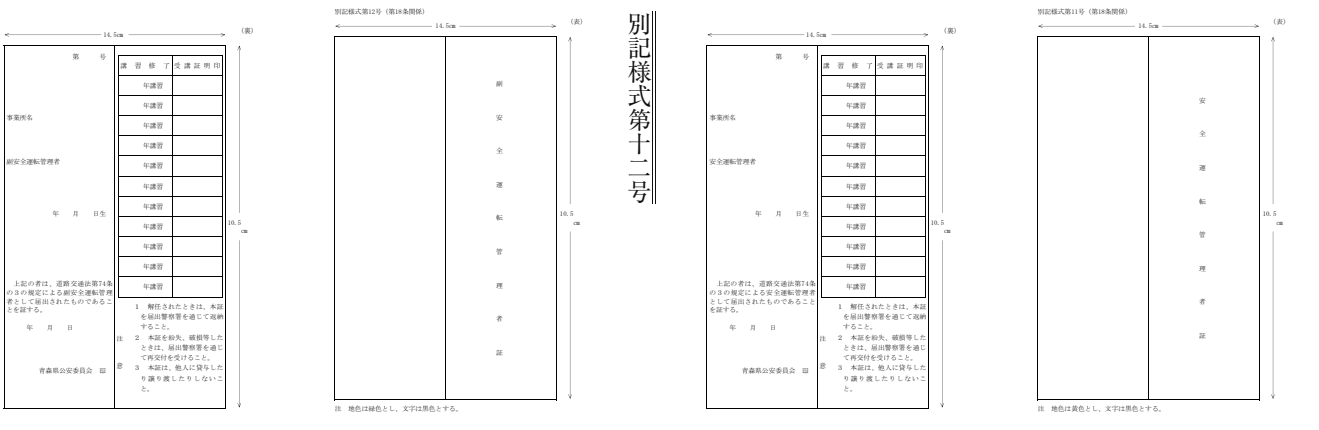
（青森県道路交通規則の一部改正）

第一条 青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

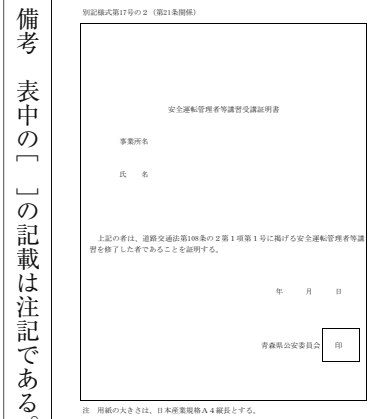
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十八条 削除</p> <p>第二十一条 [略]</p> <p>2 公安委員会は、安全運転管理者等に対する講習を修了した者に対し、安全運転管理者等講習受講証明書（別記様式第十七号の二）を交付するものとする。</p>	<p>（安全運転管理者等講習）</p> <p>第十八条 公安委員会は、前条第一項の選任の届出があった場合において、その者が施行規則第九条の九第一項又は第二項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証（別記様式第十一号）又は副安全運転管理者証（別記様式第十二号）を交付するものとする。</p> <p>（安全運転管理者等講習）</p> <p>第二十一条 [同上]</p> <p>2 公安委員会は、安全運転管理者等に対する講習を修了した者に対し、第十八条の安全運転管理者証又は副安全運転管理者証に受講証明印を押印するものとする。</p>
別記様式第十一号 削除	別記様式第十一号

別記様式第十二号 削除



別記様式第十七号の二



「様式を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年五月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
「条を削る。」	<p>（安全運転管理者証等の交付）</p> <p>第四条 公安委員会は、運転代行業法第五条第一項に規定する申請書を受理した場合において、当該申請書に係る安全運転管理者等が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）により読み替えて適用される道路交通法施行規</p>

別記様式第一号 削除	〔項を削る。〕	〔略〕	読み替える 規定	読み替える 読み替える 読み替える字	<p>（青森県道路交通規則の規定の読替え適用）</p> <p>第四条 運転代行業法第二条第二号に規定する自動車運転代行業者についての青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
		〔略〕	読み替える 規定	読み替える 読み替える 読み替える字	
		〔略〕	読み替える 規定	読み替える 読み替える 読み替える字	
別記様式第二号	第二十条第二項	〔同上〕	読み替える 規定	読み替える 読み替える 読み替える字	<p>（青森県道路交通規則の規定の読替え適用）</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の九第一項又は第二項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証（別記様式第一号）又は副安全運転管理者証（別記様式第二号）を交付するものとする。</p>
		〔同上〕	読み替える 規定	読み替える 読み替える 読み替える字	
		〔同上〕	読み替える 規定	読み替える 読み替える 読み替える字	

別記様式第二号 削除

別記様式第二号 削除	別記様式第二号（第4条関係）	別記様式第一号（第4条関係）

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月二十六日

青森県病院事業管理者 大 山 力

一 物品等の名称及び数量

青森県立中央病院で使用する電気の供給

契約電力 二千七百キロワット

予定使用電力 千八百八十一万八千キロワット時

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和七年二月五日

五 落札者の名称及び住所

東北電力株式会社青森支店

青森市港町二丁目二の一九

六 落札金額

三億五百四十四万八千三百二十円

七 落札者を決定した手続

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和六年十二月二十五日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭